

京都府立医科大学附属図書館規程

〔平成 20 年 4 月 1 日〕
〔京都府立医科大学規程第 16 号〕

（目的）

第 1 条 京都府立医科大学附属図書館（下鴨館を含む。以下「図書館」という。）は、教育、研究に必要な図書並びに情報に関する資料（参考資料を含む。以下「図書」という。）を収集、管理し、京都府立医科大学の職員及び学生等の利用に供することを目的とする。

（平 29 規程第 16-1 号 一部改正）

（組織及び運営）

第 2 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。館長は、学長の命を受けて図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長の選考は、別に定める。

第 3 条 図書館の運営に関する重要事項を協議するため、図書館運営協議会を置く。

2 図書館運営協議会に関する規程は、別に定める。

第 4 条 図書館に事務長を置く。事務長は、司書の資格を有する者とし、館長の命を受けて図書館の事務を処理する。

（寄贈、寄託図書）

第 5 条 図書館に図書の寄贈又は寄託の願出があるときは、これに応じることができる。

（利用）

第 6 条 図書館の利用については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 規程第 16-1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。